

高鍋信用金庫は、マネー・ローンダリング・テロ資金供与・拡散金融（以下、「マネロン等」といいます。）の防止に向け、適用される関係法令等を遵守し、業務の適切性を確保すべく、基本方針を次の通り定め、管理態勢を整備します。

1. 運営方針

理事会は、マネロン等の防止を経営上の最も重要な課題の一つとして位置づけ、マネロン等の脅威に対し、組織として適切に対応できる管理態勢を構築します。

具体的には、組織全体で連携・協働してマネロン等のリスクを特定・評価・低減するための枠組みの構築、各部門の利害調整及び指導・支援、マネロン等リスクの評価結果を踏まえた方針・規程・手順等の策定、マネロン等リスクを適切にコントロールするために必要となる経営資源の配分等について、主導性を発揮します。

また、自金庫のマネロン等リスクが変化した場合や、運営上の課題が確認された場合には、改めて方針・規程・手順等の見直しを検討し、マネロン等対策の実効性を高める対応態勢を構築します。

2. 管理態勢

当金庫におけるマネロン等対策の責任を担う担当役員を任命するとともに、マネロン等対策の主管部を設置し、専門性を有する人材を配置してマネロン等対策に関わる役員・職員間での連携の枠組みを構築します。

3. リスクベース・アプローチ

リスクベース・アプローチの考え方にに基づき、国によるリスク評価（犯罪収益移転危険度調査書）及び当金庫の疑わしい取引の届出の状況等を踏まえ、当金庫が直面しているマネロン等に関するリスクを特定したうえで、自らの事業環境・経営戦略・リスク特性をもとに、取引量や影響の発生率、影響度等の観点を踏まえてリスクの大きさを評価し、リスクに見合った低減措置を講じます。

4. 顧客管理の方針

新規取引開始時及び顧客情報や取引内容等に応じて取引開始後継続的に、本人確認や取引目的の確認等を実施する態勢を整備します。

また、当金庫が顧客や取引内容等に関して確認が必要な情報を検知した場合等には、必要に応じて追加的な証跡資料等の提出を求めて追加の確認・調査を実施することで、継続的な顧客管理による対応策を見直します。

5. 疑わしい取引の届出

営業店からの報告、またはシステムによるモニタリング・フィルタリングでの検知、捜査機関等からの照会、顧客の申し出等を受け、疑わしい取引を検知した際は、顧客の属性、取引時の状況等を総合的に検証・分析することで、疑わしい顧客や取引等を適切に把握し、疑わしい取引に該当すると判断した場合は、当局に速やかに疑わしい取引の届出を行います。

6. 経済制裁及び資産凍結の措置

取引フィルタリングシステム等により制裁対象者との取引を検知し、調査の結果、制裁対象に該当すると判断した場合、当該取引を謝絶するとともに、資産凍結等の措置を適切に実施します。

7. 役職員の研修

継続的な研修を通じて、マネロン等対策に関わる全ての役職員の知識習得、意識向上を図るとともに、役割に応じた専門性・適合性等を有する役職員の確保・育成に努めます。

8. 実効性の検証

マネロン等対策の管理態勢について、主管部による営業店、ATM等における対策の実効性を定期的に検証し、対策の実効性確保に向けた改善を進めるとともに、独立した内部監査部門による定期的な監査を実施し、その監査結果を踏まえて、さらなる改善に努めます。

9. 顧客からの理解促進

新規取引開始時及び取引開始後継続的に実施する本人確認や取引目的の確認、追加の確認・調査等について顧客から理解を得るため、当金庫のホームページ、営業店における掲示板、ATM等を活用して、顧客からの理解を得るための周知、広報活動に取り組めます。

以上